

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和52年4月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月4日まで
昭和51年9月24日から52年8月21日までA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びそのグループ会社であるB社における申立人の勤務状況についての元同僚（複数）の証言及び申立人の具体的な供述から、申立人は両社に継続して勤務し（途中でA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和52年4月4日であり、申立期間においては適用事業所でなかったことから、申立人は申立期間においてはA社における被保険者であったと考えるのが妥当である。

申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和52年2月の標準報酬月額）から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主が死亡しているために回答を得ることができず、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 31 日
② 平成 15 年 12 月 25 日
③ 平成 16 年 7 月 31 日
④ 平成 16 年 12 月 25 日
⑤ 平成 17 年 7 月 31 日
⑥ 平成 17 年 12 月 25 日
⑦ 平成 18 年 7 月 31 日

A社の賞与について、在籍期間を通じて夏と冬に10万円が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずであるにもかかわらず賞与の記録が無いので、年金記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①から⑦までについて、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から推認し、申立期間①は申立人の賞与額に基づき10万円、申立期間②から⑦までは厚生年金保険料額及び申立人の賞与額

に基づき 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出書を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成21年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A社が倒産する平成21年7月31日まで継続して同社に勤務しており、申立期間について、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持する雇用保険被保険者離職票から、申立人は、A社に平成21年7月31日まで勤務していたと認められる。

また、申立人が所持する給与明細書及び預金通帳並びに申立人が居住する市が保管する市民税・県民税課税台帳から、申立人は平成21年7月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が社会保険事務所（当時）に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届において申立人に係る資格喪失日をオンライン記録どおりの平成21年7月31日と記載していることから、事業主は同日を資格喪失日として届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和39年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から同年10月1日まで

昭和39年9月にA社C支店から同社B支店に転勤になり、同年11月まで同支店でC支店と同じく現場監督として勤務した。その後平成9年2月に退職するまで継続して同社に勤務していたにもかかわらず申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が加入する国民健康保険組合の記録、同社が発行した在籍証明書、同社からの回答及び同僚(当時)等の証言から、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和39年9月1日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人に係るオンライン記録(昭和39年10月の標準報酬月額)から、3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの期間及び同年11月から6年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年3月まで
② 平成4年11月から6年10月まで

事業所に勤務していた平成4年5月頃に市の嘱託員が自宅を訪れ、過去の国民年金の未加入期間について加入するよう勧奨されたので、国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料を遡って納付した。

また、申立期間②について、納付した時期等は不明だが、市役所において、その当時に加入手続を行って国民年金保険料を納付した。

未納とされている申立期間①及び②の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成8年12月以前に国民年金の加入手続を行った者に対して払い出されていた国民年金手帳記号番号が、申立人に払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録から、申立期間①の資格喪失並びに申立期間②の資格取得及び喪失に係る手続が平成12年5月8日に遡及して行われていることが確認できるとともに、申立期間①の資格取得に係る手続も同期間の資格喪失に係る手続日等から判断して同日に行われたものと推認できる。

さらに、年金事務所及び申立人が居住する市は、厚生年金保険に加入している者に対して、過去の国民年金の強制加入の対象期間に係る加入及び保険料納付の勧奨を行うことはない旨回答しており、厚生年金保険被保険者であった平成4年5月頃に加入勧奨を受けて国民年金に遡及して加入したという申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

これらを踏まえると、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続を行っ

たのは、申立人が主張する平成4年頃ではなく、基礎年金番号制度が導入された9年1月以降であると考えられ、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間②の加入手続を行ったと主張する市役所分庁舎は、同期間より後に建設されたことが確認できる上、申立人は同期間の国民年金保険料を納付した時期等の記憶は定かでない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から同年 12 月まで

20 歳となってから半年後の昭和 41 年*月に市役所において国民年金の加入手続を行い、それ以降、毎月市役所において国民年金保険料を納付した。今は申立期間後の国民年金保険料集金票のみを保管しているが、以前には申立期間の収納印が押された国民年金保険料集金票を所持していた記憶もあるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳（国民年金被保険者台帳）及び申立人が最初に交付を受けたものと推認できる昭和 42 年 1 月発行の国民年金手帳から、申立人は同月 19 日に、同日を資格取得日として国民年金に加入したことが確認でき、この時点において、申立期間は未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、この資格取得日は、特殊台帳及び申立人が所持する昭和 46 年 4 月発行の国民年金手帳から、同月以降に 20 歳到達日である 40 年*月*日に訂正され、この時点において申立期間が加入期間となったものと推認でき、この時点でも、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は 20 歳到達前から現在まで継続して同一の市に居住しているなど、上記加入手続に係るものとは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、上記の昭和 42 年 1 月発行の国民年金手帳及び国民年金保険料集金票の納付記録は、オンライン記録のほか特殊台帳とも一致している。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 7 月から同年 9 月までの期間、42 年 5 月、同年 6 月、45 年 12 月から 46 年 10 月までの期間及び 48 年 2 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 42 年 5 月及び同年 6 月
③ 昭和 45 年 12 月から 46 年 10 月まで
④ 昭和 48 年 2 月から同年 12 月まで

初めて国民年金の被保険者となった日が昭和 58 年 2 月 1 日として記録されているが、41 年 7 月から国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金異動届兼申請書及び国民年金被保険者名簿から、申立人は昭和 58 年 6 月 7 日に同年 2 月 1 日を資格取得日として、国民年金に新規加入していることが確認でき、申立期間については、未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況（納付金額、納付場所等）についての記憶が曖昧である上、申立期間当時も上記の市に居住しているなど、上記の加入手続によるものとは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成 3 年 3 月まで
20 歳になったときに母親が私の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。未加入となっている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 6 月に払い出されており、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿には、「学」の押印とともに国民年金被保険者資格の取得日が同年 4 月 1 日と記載されていることから、申立人は、同年 4 月に学生が国民年金の強制加入の対象となったことを契機に加入手続を行ったものと推認され、申立期間において国民年金の任意加入の対象者（学生）であった申立人は、制度上、同期間に遡って国民年金に加入することはできない。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとするその母親から聴取しても、申立期間の国民年金保険料を納付していたことがうかがえる具体的な証言は得られない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。